



日本年金機構
Japan Pension Service

Press Release

平成22年6月18日

(照会先)

記録問題対策部: (記録問題の取組状況)

記録問題対策グループ長 山田 勝土

榎本 一憲

(電話直通 03-6892-0754)

年金給付部: (年金額回復の具体的事例)

給付企画グループ長 渡部 浩

(電話直通 03-6892-0769)

経営企画部広報室

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

「年金記録問題への取組状況」等の取りまとめについて

～平成22年6月18日現在(速報値)～

「ねんきん特別便」等の年金記録問題への取組状況について、本年6月18日現在の数値を別添のとおり取りまとめましたので、公表します。

また、「年金額回復の具体的事例」(4月第2週分)について、増加年金額が大きい10ケースを取りまとめました。

年金記録問題への取組状況について(平成22年6月18日現在、速報値)

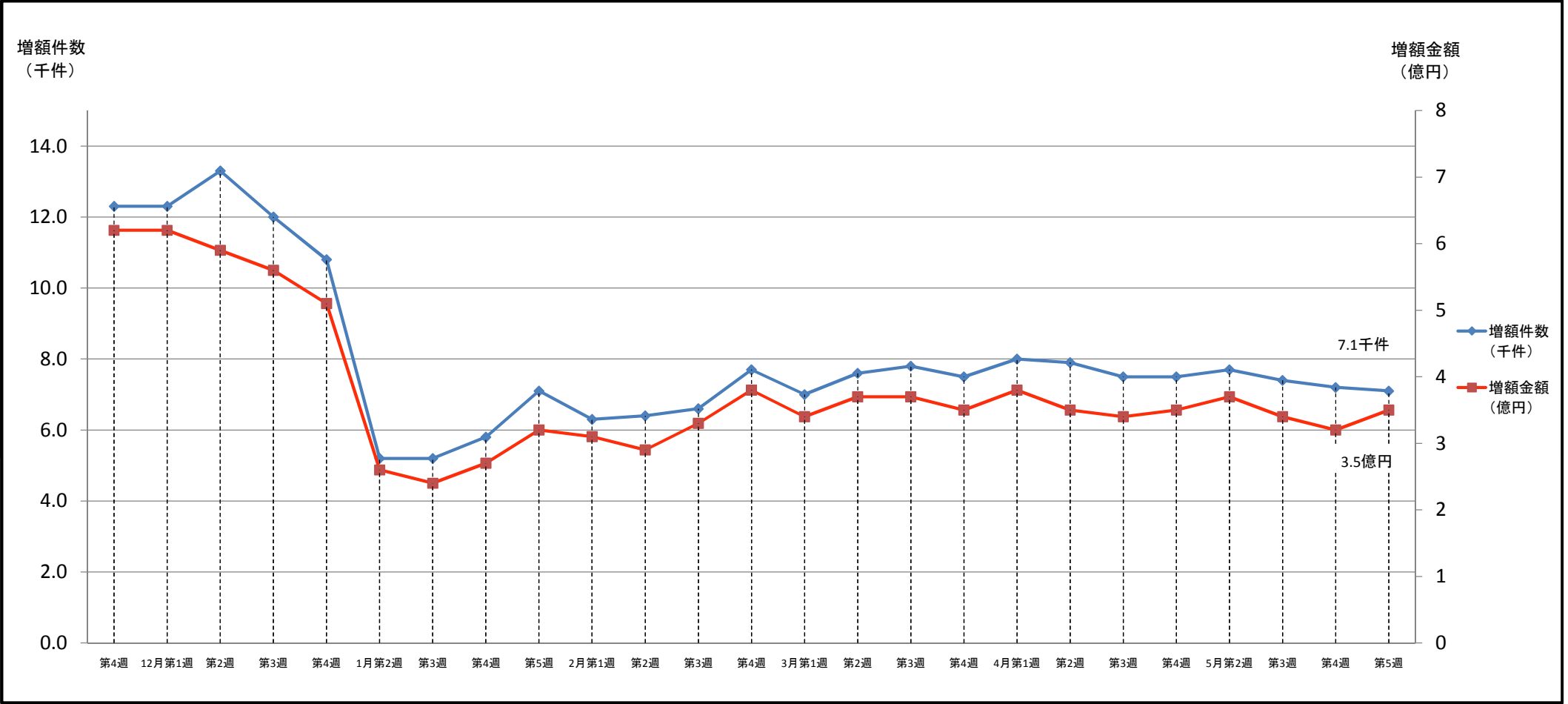
項目		細項目	直近数値	集計時点	前回比・前回数値	前回集計時点	備考
1	ねんきん特別便 〔「訂正あり」回答のうち、「調査中」件数〕	年金事務所分	26.7万件	22年6月4日 (累計)	-1.2万件	22年5月28日	受給者分 回答 3,179万件 (未回答 504万件) 加入者分 回答 4,916万件 (未回答 2,035万件)
		機構本部分(※2)	10.7万件		-0.4万件		
2	5000万件の未統合記録	18年6月以降の統合数(全体)	1,459.1万件	22年6月4日 (累計)	+3.9万件	22年5月28日	未統合記録数(5,095万件と統合数の差)は、3,636万件
		厚年／国年	1,174.1万件／285.0万件		+3.2万件/+0.7万件		
		男／女	661.7万件／796.6万件		+1.9万件/+2.0万件		
		60歳以上／未満(18年6月時点の年齢)	372.8万件／1,056.1万件		+1.0万件/+2.9万件		
3	再裁定申出の機構本部への進達	平均処理期間	0.5か月	22年6月4日	0.0か月	22年5月28日	
		進達に至っていない申出件数	1.1万件		0.0万件		
4	再裁定	平均処理期間	2.2か月	22年4月末 (5月14日支払分)	-0.1か月	22年3月末	再裁定及び時効特例給付の処理を経て、年金の支払いを行うのは毎月15日に固定されており、平均処理期間は月単位でのみ変化するため、月次集計とする。
		未処理件数	7.9万件		-0.5万件		
5	時効特例給付	平均処理期間	2.5か月	22年4月末 (5月14日支払分)	-0.4か月	22年3月末	
		未処理件数	22.7万件		-9.4万件		
6	記録訂正による年金額(年額)の増額(※3)	件数	7.1千件	22年5月第5週分	7.2千件	22年5月第4週	(20年5月以降の累計) 108万件
		年金額増額の総額(概算値)	3.5億円		3.2億円		577億円
7	国民年金特殊台帳とコンピュータ記録との突合せ	突合せ完了件数	3,080.5万件(99.5%)	22年4月末	+11.2万件	22年3月末	突合せ作業については、各都道府県の事務センターにおいて月次計画に基づき処理を進めており、月次集計とする。
		受給者へのお知らせ送付件数(未処理件数)	6.7万件(2.5万件)		+0.1万件(+0.8万件)		
		再裁定進達件数	4.8万件		+0.2万件		
8	コールセンター	応答率	94.5%(84.5%)	22年6月第1週分	94.9%(85.0%)	22年5月第5週分	()外は、年金記録問題に対応する「ねんきん定期便専用ダイヤル」にかかる数値 ()は、一般年金相談の「ねんきんダイヤル」にかかる数値
		応答呼数／総呼数	4.6万件／4.9万件 (6.5万件／7.6万件)		5.5万件／5.8万件 (5.4万件／6.4万件)		
9	年金事務所の窓口相談	相談窓口の待ち時間(13時時点)が1時間を超える年金事務所数(全国312事務所)	31日(月): 0(9) 1日(火): 0(4) 2日(水): 1(7) 3日(木): 0(1) 4日(金): 0(4)	22年6月第1週分	24日(月): 1(3) 25日(火): 1(10) 26日(水): 0(3) 27日(木): 0(8) 28日(金): 0(6)	22年5月第5週分	()外は、年金事務所の記録問題専用窓口にかかる数値 ()は、一般の年金相談窓口にかかる数値
10	標準報酬等の遡及訂正事案	年金事務所段階における記録回復事案数	994件	22年6月4日 (累計)	+17件	22年5月28日	
		うち2万件の戸別訪問対象事案数	576件		+11件		

(※1) 速報値のため、今後修正があり得る。

(※2) 共済照会分を除く。

(※3) 年金記録を訂正する場合に、受給者に交付する年金見込額の試算結果による。年金額(年額)増額は、過去に遡及して一時金として支給する額ではない。
1件当たりの年金額(年額)増額は平均5.4万円、65歳の平均余命(平成20年簡易生命表)は男:18.6年、女:23.6年。

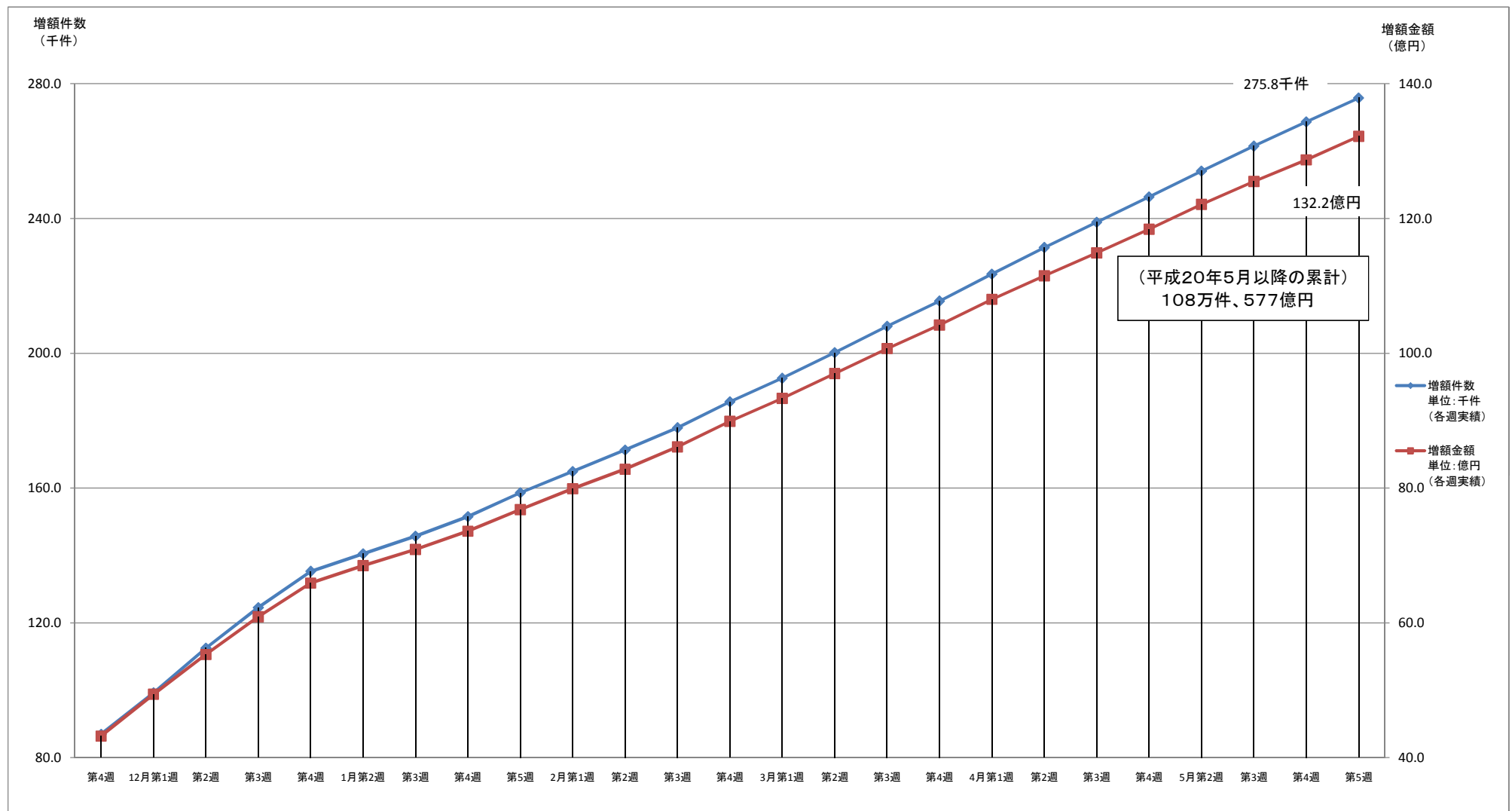
記録訂正による年金額(年額)の増額



	11月	12月				1月				2月				3月				4月				5月			
	第4週	12月第1週	第2週	第3週	第4週	1月第2週	第3週	第4週	第5週	2月第1週	第2週	第3週	第4週	3月第1週	第2週	第3週	第4週	4月第1週	第2週	第3週	第4週	5月第2週	第3週	第4週	第5週
増額件数 (千件)	12.3	12.3	13.3	12.0	10.8	5.2	5.2	5.8	7.1	6.3	6.4	6.6	7.7	7.0	7.6	7.8	7.5	8.0	7.9	7.5	7.5	7.7	7.4	7.2	7.1
増額金額 (億円)	6.2	6.2	5.9	5.6	5.1	2.6	2.4	2.7	3.2	3.1	2.9	3.3	3.8	3.4	3.7	3.7	3.5	3.8	3.5	3.4	3.5	3.7	3.4	3.2	3.5

(注)この集計は、年金記録を訂正する場合に、受給者に交付する年金見込額の試算結果によるもの。年金額(年額)の増額金額は過去に遡及して一時金として支給する額ではない。
なお、65歳の平均余命(平成20年簡易生命表)は、男18.6年、女23.6年である。

記録訂正による年金額(年額)の増額[累積]



	11月	12月				1月				2月				3月				4月				5月			
	第4週	12月第1週	第2週	第3週	第4週	1月第2週	第3週	第4週	第5週	2月第1週	第2週	第3週	第4週	3月第1週	第2週	第3週	第4週	4月第1週	第2週	第3週	第4週	5月第2週	第3週	第4週	第5週
増額件数 単位: 千件 (各週実績)	86.9 (12.3)	99.2 (12.3)	112.5 (13.3)	124.5 (12.0)	135.3 (10.8)	140.5 (5.2)	145.7 (5.2)	151.5 (5.8)	158.6 (7.1)	164.9 (6.3)	171.3 (6.4)	177.9 (6.6)	185.6 (7.7)	192.6 (7.0)	200.2 (7.6)	208.0 (7.8)	215.5 (7.5)	223.5 (8.0)	231.4 (7.9)	238.9 (7.5)	246.4 (7.5)	254.1 (7.7)	261.5 (7.4)	268.7 (7.2)	275.8 (7.1)
増額金額 単位: 億円 (各週実績)	43.2 (6.2)	49.4 (6.2)	55.3 (5.9)	60.9 (5.6)	65.9 (5.0)	68.5 (2.6)	70.9 (2.4)	73.6 (2.7)	76.8 (3.2)	79.9 (3.1)	82.8 (2.9)	86.1 (3.3)	89.9 (3.8)	93.3 (3.4)	97.0 (3.7)	100.7 (3.7)	104.2 (3.5)	108.0 (3.8)	111.5 (3.5)	114.9 (3.4)	118.4 (3.5)	122.1 (3.7)	125.5 (3.4)	128.7 (3.2)	132.2 (3.5)

(注1)この集計は、年金記録を訂正する場合に、受給者に交付する年金見込額の試算結果によるもの。年金額(年額)の増額金額は過去に遡及して一時金として支給する額ではない。

なお、65歳の平均余命(平成20年簡易生命表)は、男18.6年、女23.6年である。

(注2)週次報告を始めた平成21年10月第1週からの実績を累計したもの。

年金額回復の具体的事例

○ 平成22年4月5日から10日までに年金額試算を全国の年金事務所で行った増加年金額が大きい10ケースについて取りまとめたもの

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※)
				回復前	回復後			
1	72歳	男	619,800円	685,800円	1,305,600円	回復前の厚生年金加入期間29月に147月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が社会保険業務センターから回付され、ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出とほぼ一致(氏名のフリガナが一部相違)する厚生年金の記録が判明し、ご本人に氏名のフリガナの相違について確認のうえ記録を統合した。	約1,460万円
2	91歳	女	591,800円	404,100円	995,900円	回復前の厚生年金加入期間92月に133月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人から回答票が郵送され、ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の期間が判明し、記録を統合した。	約1,830万円
3	80歳	女	590,900円	1,473,800円	2,064,700円	回復前の厚生年金加入期間233月に110月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が社会保険業務センターから回付され、ご本人の申出の会社名、勤務期間、旧姓情報により調査したところ、オンライン記録では確認ができないため、被保険者名簿により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,680万円
4	77歳	男	550,200円	754,700円	1,304,900円	回復前の厚生年金加入期間42月に97月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票をご本人が相談窓口を持参され、ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の期間が判明し、記録を統合した。	約1,290万円
5	80歳	女	527,300円	792,100円	1,319,400円	回復前の厚生年金加入期間0月に118月を追加。 (老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票をご本人が相談窓口を持参され、ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることになった。	約1,500万円
6	79歳	女	516,100円	900,300円	1,416,400円	回復前の厚生年金加入期間183月に110月を追加。	○「黄色便(厚生年金手帳番号払出簿や旧姓情報と基礎年金番号の3情報(氏名、生年月日、性別)を突き合わせ合致した方等)に送付するお知らせ)」の回答票が本部から回付され、ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申し出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,470万円
7	76歳	女	504,600円	696,900円	1,201,500円	回復前の厚生年金加入期間0月に112月を追加。 (老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票に「もれや誤りなし」と回答されたご本人から「もれがあった」との申出が郵送され、ご本人の申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出の会社名での記録は確認できなかったが、申出とは別の会社名での厚生年金の記録が判明し、ご本人に判明した別の会社名及び勤務期間について確認したところ、会社名及び勤務期間が一致したことから、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることになった。	約1,440万円

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※)
				回復前	回復後			
8	83歳	女	503,900円	778,900円	1,282,800円	回復前の厚生年金加入期間0月に112月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票をご本人が相談窓口を持参され、ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることになった。	約1,440万円
9	84歳	男	497,100円	2,326,100円	2,823,200円	回復前の厚生年金加入期間349月に81月を追加。	「受給者便(受給者への標準報酬月額等のお知らせ)」をご本人が持参し「もれている会社がある」と相談窓口を訪れ、ご本人の申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出とほぼ一致(期間の一部相違、名の読み仮名相違)する厚生年金の記録が判明し、本人に確認のうえ記録を統合した。	約1,190万円
10	85歳	男	479,800円	2,412,800円	2,892,600円	回復前の厚生年金加入期間474月のうち143月の標準報酬月額を補正。	○「受給者便(受給者への標準報酬月額等のお知らせ)」をご本人が持参され、相談窓口にて「標準報酬月額を確認して欲しい」との申出があり、オンライン記録と台帳等を調査をしたところ、143月の標準報酬月額が台帳の月額より低い月額でオンライン記録に収録されていることが判明し、正しい標準報酬月額に記録を補正した。	約1,190万円

年金記録が回復した経緯別内訳(今回の10事例)

ねんきん特別便(名寄せ便)	3件 (事例 2、4、5)
ねんきん特別便(全員便)	4件 (事例 1、3、7、8)
黄色便(旧姓情報を活用したお知らせ)	1件 (事例 6)
受給者便(受給者への標準報酬月額等のお知らせ)	2件 (事例 9、10)
フォローアップ(電話・文書・訪問)対象事案	1件 (事例 2)

(注1) 本表は、上記期間において全国の年金事務所で行った年金額試算における増加年金額(年額)の上位10ケースについて事例概要、年金額回復の経緯を取りまとめたもの

(注2) ※の「(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算」は、基本的に各ケースの受給開始年齢から65歳時点の平均余命(男性+18.6歳、女性+23.6歳)までの期間(この平均余命を超えているケースは現在年齢までの期間、すでに死亡されているケース(未支給分)は死亡時までの期間)について受給すると仮定して機械的に計算した金額であり、実際に支払われる差額ではない(実際には、在職や雇用保険受給による支給停止等や物価スライドがあるが、これらによる支給額の変動は考慮していない)